

東京都福祉保健局健康安全部長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

オーストラリア産オレンジの回収について（依頼）

検疫所におけるモニタリング検査の結果、下記の貨物よりジウロン（0.08 ppm）を検出し、食品衛生法第11条第2項に違反することが判明しました。

当該貨物は既に通関済みとの報告を受けているため、貴自治体において下記輸入者に対し、当該品が国内において販売等されることがないように対応方よろしく願います。また、対応終了後その概要を当課あて御報告いただくよう併せて願います。

なお、輸入者に対しては検疫所より当該貨物は食品衛生法第11条第2項違反であるため、その措置については貴自治体の指示に従うよう指導しているところです。

記

品名	オレンジ：生鮮・冷蔵
届出数量	377CT 6,786.00kg
輸出国	オーストラリア
輸入者	株式会社ヒロインターナショナル 東京都渋谷区渋谷2-16-5
届出先	横浜検疫所 食品監視課
届出年月日	平成25年7月24日
輸入届出受付番号	第29102275380号1欄
検査結果	ジウロン（0.08 ppm）検出
違反確定日	平成25年8月7日